

# 源泉所得税の納税期限のお知らせ

令和6年1～6月分の源泉所得税は **令和6年7月10日迄** が納税期限です

## ☆ 源泉徴収事務とは

従業員に支払った各月の給与額に応じて、従業員から所得税を徴収し期日（通常は毎月10日）までに納付をすることです。

## ☆ 源泉所得税の納期の特例とは

従業員数10名未満（9名以下）の事業所は、所轄税務署に事前に届出することによって、特例として半年分をまとめて納付することができます。

【1～6月の源泉所得税 ⇒ 同年7月10日迄】

【7～12月の源泉所得税 ⇒ 翌年1月20日迄】

## ☆ 源泉徴収事務を行う必要がある方（事業所）とは

- 令和6年1月～6月中に  
給与賃金を経費計上している
- 令和6年1月～6月中に  
専従者給与を経費計上している

- ※ 途中退職者がいる場合でも本事務は必要となります。
- ※ 固定給・時間給に関係なく、本事務は必要となります。
- ※ 例え給与支払者の源泉徴収税額が『0（ゼロ）』でも、本事務は必要です。



**源泉徴収事務に関して、下記の期間無料でご相談できます！！**

【相談期間】	令和6年7月3日(水)～7月9日(火) ※完全予約制
【予約方法】	お電話にて予約 0544-26-3101（土日祝日除く、8:30～17:30）
【会場】	富士宮市豊町18-5
【持ち物】	<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年分の給与支払者別の源泉徴収簿又は給与明細 <input checked="" type="checkbox"/> 令和6年分の給与支払者別の扶養控除等の申告書 <input checked="" type="checkbox"/> 税務署から送付された納付書及び書類一式 ⇒ 納付書紛失の場合は、税務署にて再発行を依頼のこと <input checked="" type="checkbox"/> 令和5年分（前年）の年末調整書類一式

富士宮商工会議所 中小企業相談所

## 【相談前に行っておくべき、事前の事務処理チェック】

### (1) 令和6年分給与支払者別の源泉徴収簿への記載事項

- ①給与支払者別に『源泉徴収簿』を用意し、給与支払者の氏名・住所・生年月日を記入しておく
- ②給与明細に基づき、給与支払者別に源泉徴収簿へ『支払金額』『社会保険料等の控除額』『算出税額(源泉徴収税)』を転記しておく
- ③毎月の手当について『源泉徴収簿』の裏面に月別・手当別に金額を転記しておく

### (2) 令和6年分の給与支払者別の扶養控除等の申告書

- ①給与支払者別に『扶養控除等の申告書』を用意し、給与支払者の氏名・住所・生年月日・マイナンバーを記入しておく
- ②16歳以上の扶養親族がいる場合、その氏名・生年月日・マイナンバーを確認・記入しておく
- ③配偶者がいる場合、その収入額の目安並びに配偶者氏名・生年月日・マイナンバーを確認・記入しておく

### (3) 税務署から送付された納付書及び書類一式の確認

- ①原則前年の11月中に、令和6年分『源泉徴収簿』『扶養控除等の申告書』『給 領収済通知書(納付書)』が送付されているので、それらを使って上記(1)～(2)の作業を進めておく
  - ⇒『源泉徴収簿』『扶養控除等の申告書』がない場合  
国税庁ホームページより所定書式をダウンロード・印刷するか、当所でも配布可
  - ⇒『給 領収済通知書(納付書)』がない場合  
事前に富士税務署へ再発行手続き(郵送又は窓口交付)を依頼 ※当所での発行不可

## 定額減税について

### ①定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除(以下「定額減税」といいます)の適用を行けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の人です。

### ②定額減税額

定額による所得税額の特別控除の額(以下「定額減税額」といいます)は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

(1) 本人(居住者に限ります) 30,000円

(2) 同一生計配偶者及び扶養親族(いずれも居住者に限ります) 1人につき 30,000円

※「同一生計配偶者」とは、給与所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く)のうち、**合計所得金額が48万円以下**の人となります。

※「扶養親族」とは、所得税法上の**控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。**

### ③給与所得者に対する定額減税

(1) 令和6年6月1日以後に支払う給与等(賞与を含みます。以下同じ)に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務

(2) 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき生産を行う事務

以上の二つの事務を行うこととなります。



詳しくは、国税庁「定額減税 特設サイト」でご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>